

# 兵庫県公報

平成24年10月12日 金曜日 第 2431 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 市街地再開発組合の設立認可（市街地整備課）	6
公 告	
○ 平成24年度若人の賞受賞者（青少年課）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 落札者等の公示（県立大学）	9
病院局告示	
○ 平成25年度兵庫県立柏原看護専門学校の入学試験の実施	9
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	10

## 告 示

### 兵庫県告示第1315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成24年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
中筋北部土地改良区	平成24年9月24日



### 兵庫県告示第1316号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区原字大畑ケ619、623
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1317号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
    - 美方郡香美町村岡区原字高風呂627、628、628の1、629
  - 2 保安林として指定された目的
    - 水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1318号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
    - 美方郡香美町村岡区原字中ノ谷579、581
  - 2 保安林として指定された目的
    - 水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1319号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区原字大畑ケ605から608まで、村岡区味取字赤谷636から640まで、642、643
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1320号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区長瀬字大谷99から104まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1321号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字広久1309の1、1309の2、1310の2、1310の4
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1322号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字広久1310の3
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1323号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字大畑1312の1、1319の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1324号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字大畑1319の2から1319の5まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1325号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区大谷字一日市谷558の1、558の2（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1326号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区大谷字一日市谷558の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1327号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局姫路河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間  
平成24年9月13日から平成25年3月29日まで
- 3 作業地域  
揖保川直轄管理区間



**兵庫県告示第1328号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、明石駅前南地区市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

平成24年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称  
明石駅前南地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地  
明石市大明石町一丁目6番13号
- 3 事業施行期間  
組合設立認可公告の日から平成29年3月まで
- 4 施行地区  
明石市大明石町一丁目、東仲ノ町及び本町一丁目各地区内の一部
- 5 設立認可の年月日  
平成24年9月28日
- 6 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法  
事務所の掲示場に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載する。
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
平成24年11月10日

**公 告**

**平成24年度若人の賞受賞者**

若人の賞表彰要綱（昭和60年10月8日制定）第4条の規定により、平成24年9月29日に次の者を表彰した。  
平成24年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 松 本 圭 太
- (2) 住 所 加古川市
- (3) 功績内容  
青年リーダーとして優れた指導力をもって野外での生活体験をはじめとする子ども会活動の企画・運営

に取り組み青少年活動の振興に尽くした。

- 2 (1) 氏 名 中 野 祥 子
- (2) 住 所 宝塚市
- (3) 功績内容

異なる人種や国籍の人々が集う多彩なイベントを企画運営し地域に根ざした多文化共生と国際交流の推進に尽くした。

- 3 (1) 氏 名 嶋 崎 裕
- (2) 住 所 加西市
- (3) 功績内容

ジュニアリーダークラブをはじめとする青少年育成団体において豊富な経験と優れた指導力をもって地域における野外活動の企画・運営に取り組むなど青少年活動の振興に尽くした。

- 4 (1) 氏 名 岡 田 英 敏
- (2) 住 所 加古郡播磨町
- (3) 功績内容

地域の青少年育成団体において多彩な体験活動を企画実施し豊富な経験と優れた指導力をもって青少年の健全育成に尽くした。

- 5 (1) 氏 名 花 房 洸 希
- (2) 住 所 神戸市
- (3) 功績内容

地域の青少年団体において交流活動やボランティア活動に積極的に取り組むとともに後進の指導にも携わるなど青少年の健全育成に尽くした。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 イオン明石ショッピングセンター
  - 所在地 明石市大久保町ゆりのき通三丁目3の2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

名称	代表者の氏名	住所
神鋼不動産株式会社	公文 康 進	神戸市中央区脇浜町二丁目10番26号
みずほ信託銀行株式会社	野 中 隆 史	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
上新電機株式会社	中 嶋 克 彦	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している法人の代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	吉 田 達 樹
上新電機株式会社	土 井 栄 次
    - イ 変更後
 

名称	代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	公文 康 進
上新電機株式会社	中 嶋 克 彦

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- | 名称          | 代表者の氏名  | 住所                 |
|-------------|---------|--------------------|
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1    |
| 有限会社ギー      | 難 波 司   | 神戸市垂水区つつじヶ丘4丁目8番1号 |
| 株式会社ウィックス   | 上 堀 勝 也 | 大阪市都島区都島北通1丁目9番23号 |
- 外32者
- イ 変更後
- | 名称          | 代表者の氏名  | 住所                |
|-------------|---------|-------------------|
| イオンリテール株式会社 | 村 井 正 平 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1   |
| 上新電機株式会社    | 中 嶋 克 彦 | 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号 |
| 株式会社アニメイト   | 高 橋 豊   | 東京都豊島区東池袋三丁目2番1号  |
- 外28者
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ア 変更前  
午前9時から午後10時まで（ただし、年間31日は午前8時から午後10時まで）
- イ 変更後  
午前7時から午後10時まで
- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ア 変更前  
午前8時30分から翌午前1時まで（ただし、年間31日は午前7時30分から翌午前1時まで）
- イ 変更後  
午前6時30分から翌午前1時まで
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- ア 変更前  
午前7時から午後9時まで
- イ 変更後  
午前6時から午後9時まで
- 4 変更年月日
- (1) 大規模小売店舗を設置している法人の代表者の氏名  
平成24年6月28日ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年8月26日ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成24年9月28日
- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
平成24年9月28日
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
平成24年9月28日
- 5 届出年月日  
平成24年9月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成24年10月12日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
平成25年2月12日
- (2) 提出先



兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**落札者等の公示**

落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年10月12日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

- 1 落札に係る業務案件の名称  
ニュースバル放射光施設ビームライン運転補助員派遣業務
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立大学播磨光都キャンパス（高度産業科学技術研究所） 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年9月5日
- 4 落札者の名称及び住所  
スプリングエイトサービス株式会社 たつの市新宮町光都1丁目20番5号
- 5 落札金額  
1,764,000円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告した日  
平成24年8月21日

**病 院 局 告 示**

**兵庫県病院局告示第15号**

兵庫県立柏原看護専門学校学則（平成14年兵庫県病院局管理規程第23号）第12条第1項の規定により、平成25年度兵庫県立柏原看護専門学校の入学試験を次のとおり実施する。

平成24年10月12日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 募集人員  
40人以内
- 2 修学年限  
3年
- 3 試験日時  
平成25年1月17日（木） 午前9時から午後5時まで
- 4 試験場所  
丹波市柏原町柏原5600番地 県立丹波の森公苑
- 5 試験の方法及び科目
  - (1) 学科試験  
国語総合（古文及び漢文を除く。）、数学Ⅰ・数学A及び英語Ⅰ・英語Ⅱ
  - (2) 面接
- 6 受験資格  
高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成25年3月卒業見込みの者を含む。）又はその他学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当する者（入学時において該当する見込みの者を含む。）個別に入学資格審査が必要な者は、平成24年11月2日（金）までに県立柏原看護専門学校まで申し出ること。）
- 7 受験手続
  - (1) 提出書類  
県立柏原看護専門学校において配布する、入学願書その他の添付書類を持参又は郵送により提出すること。

なお、入学願書・受験票の様式については、同校のホームページからダウンロードし印刷した用紙の使用も可とする。

アドレス <http://www.kaibara-hp.jp/kango/>

(2) 入学考査料

2,200円

(3) 提出期間

平成24年12月3日（月）から同月11日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

なお、郵送による場合は、入学考査料（定額小為替）を添えて簡易書留とし、平成24年12月11日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒669-3309 丹波市柏原町柏原5208番地の1  
県立柏原看護専門学校

8 合格者の発表

平成25年2月1日（金）に県立柏原看護専門学校において掲示するとともに、同日付けをもって合格者に通知する。

9 その他

(1) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成24年11月2日（金）までに県立柏原看護専門学校に申し出ること。

(2) 兵庫県立柏原看護専門学校については、平成27年4月に丹波市に移管されることから、平成25年度に入学した学生については、平成27年4月に丹波市立看護専門学校へ転入となり、丹波市立看護専門学校から卒業することになる。

10 受験についての問合せ先

県立柏原看護専門学校  
電話 (0795) 72-0528

## 警 察 本 部 公 告

### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年10月12日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
よう撃捜査支援装置（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年9月25日
- 4 落札者の名称及び住所  
日立キャピタル株式会社法人事業本部関西法人支店 大阪市西区靱本町1丁目11番7号
- 5 落札金額  
753,900円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年8月14日